

令和2年度スポーツ庁委託事業 スポーツ・インテグリティ推進事業 「スポーツ団体のガバナンス強化の推進」

去る2021年1月16日(土)、「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」が「スポーツの価値とスポーツ人を守るために、2021年夏に向けて」というテーマのもと開催された。今回の研修会はコロナ禍という状況もあり、オンライン形式での開催となった。

事前に371名の参加申込みがあり、当日は292名の視聴があった。10代から70代まで、会社員、中央競技団体、役員、学校教員、ドクター、スポーツ団体職員といった多彩な参加者が集まっていることから、このテーマの研修会への関心の深さを知ることができる。

今回は、この研修会の様子を一部紹介する。

はじめに

まず開催に先立ち、スポーツ庁の白川由梨専門官が挨拶を行った。

白川氏はスポーツ立国戦略の「する・観る・支える」という基本的な考え方に触れ、さらに、昨今では、スポーツとヘルスケア、テクノロジー、ツーリズムスポーツといった分野においても注目度が高まってきていることを紹介した。

そうしたスポーツへの期待に反するように、指導者等のコンプライアンス違反が起きている現状を取り上げ、このままではスポーツの価値や信用が失われてしまう。スポーツ団体・組織に求められるガバナンスやかかわる人にコンプライアンスの理解を高めて、活動に反映してほしい。日々の努力の積み重ねがスポーツの価値を高め、選手を守ることになると述べ、本研修会での学びがスポーツ現場で活かされることへの期待を込めて挨拶を締めくくった。

次いで一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構(以下、スポコン機構)武藤芳照代表理事からも、「コロナ禍の困難な状況にあろうとも、新しいことを生み出すことが大事である。こうした時期だからこそ、スポーツの価値や意義を深く考えるときであり、創造的休暇と考えている。明日以降の研鑽に役立ててほしい」と挨拶され、講義はスタートした。

講義1 「スポーツ団体・組織のガバナンスとは何か」

講義の最初は、上柳敏郎弁護士(東京駿河法律事務所、スポコン機構副代表理事)による「スポーツ団体・組織のガバナンスとは何か」のテーマで行われた。

スポーツ団体において不正・不祥事がないようにするには、団体の適正な運営の確保が重要であり、確保するためには、①法令遵守、②教育・研修、③透明性・外部の目、組織の多様性、の3つの柱をあげた。

さらに、2019年6月、スポーツ庁が公表した「スポーツ団体ガバナンスコード」(中央競技団体向け:令和元年6月10日、一般スポーツ団体向け:令和元年8月27日)について解説し、「不正・不祥事予防のために」「適正会計のために」「ガバナンス強化のために」「ボランティア精神と身内意識のリスク」「ガバナンス強化のために」について説明していった。

最後に、「不祥事やスポーツ団体の価値を上げていくために、グッド・ガバナンスが必要で、法令遵守だけでなく、透明性・多様性の芽が必要で、多様性イノベーションの中で実現

していく。」とまとめた。

なお、スポーツ団体ガバナンスコードの詳細は、スポーツ庁 HP (https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm) を参照いただきたい。

講習 2 「スポーツと女性——ガバナンスとコンプライアンスの観点から」

今回の研修会は参加者の男性の割合が多かったようであるが、講習 2 「スポーツと女性——ガバナンスとコンプライアンスの観点から」のテーマで発表し、工藤保子氏（大東文化大学准教授、スポコン機構理事）からは、数値データとともに興味深い報告がなされた。

まず、コンプライアンスの定義として「スポーツ・コンプライアンス 選手・プレイヤーばかりでなく、指導者・コーチ・審判・スポーツ・コンプライアンスに関わるすべての人々に求められるもの」であると説明したうえで、第 2 期スポーツ基本計画現状の課題にふれ、20-30 代の女性のスポーツ実施率が低いこと、女性のスポーツ指導者は男性 72.5% に対し女性は 27.5% しかおらず、団体役員に至っては女性 9.4%、男性 90.6% であるという現状を示した。

さらに女性の活躍のための環境整備が必要であるとし、①ハラスメントの防止、②女性の指導者促進、③団体における女性登用の促進をあげた。

ここでガバナンスコード（中央競技団体向け）の「原則 2 役員の体制整備」を紹介し、多様性の確保を図ること、外部理事の目標割合（25%）、女性理事の目標割合 40% 以上を設定されていることを解説し、2016 年の中央競技団体の女性役員の割合を調査したところ、女性役員 0% の団体が 10 団体あったことを報告したが、2021 年の現在では、中央競技団体における女性役員の割合は少し改善されているのではないかと話した。

次に実際に女性の活躍のための環境整備に必要な①ハラスメントの防止については、女性が対象の事案が多いが、男性も対象になるハラスメントも多くあり、決して女性だけの問題ではないことを説明。通報制度の設置として、「弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備することが大事であるが、それが困難な場合は統括団体の相談窓口、JSC の第三者相談・調査制度相談窓口の利用を！」と提案した。

また、男性指導者の多い現場において、「女子アスリートのコンディショニングガイド 2019」から身体的な問題から生じやすいスポーツ障害や月経といった女性特有の身体的な課題を理解することの重要性を示すとともに、女子・女性を指導する指導者やアスリート自身が女性特有の課題を学び知識として持ち得ることが重要であり、女性指導者の増加の必要性を語った。

最後に「いろいろな多様性によって組織運営を考えることが必要となってくる。男性中心の競技である、適任がないなど、さまざまな問題があるが、それを踏まえたうえで、女性役員の 40% 以上という目標割合を、いつまでに 40% 以上にするか達成に向けた具体的な方策を講じる必要がある。女性の割合を増やす努力や意識が大事」とした。

講習 3 「障がい者スポーツ団体の現状とガバナンス」

日本パラリンピック委員会参与の中森邦男氏（スポコン機構理事）からは、まず日本障が

い者スポーツ協会 JPSA (JPC) の設立の経緯について説明があり、登録団体 (74NF) の現状と課題についてさらに話を進められた。

障がい者スポーツ NF の歴史は浅く 81.5% の NF は 30 年未満であること、また、パラリンピックの注目度も高くなってきたことからガバナンスの強化が必要になってきたことに対して、多くの加盟団体が苦慮している点も取り上げていった。

2015 年より JPSA によるガバナンス研修を実施し始めたが、障がい者スポーツの会員数は非常に少なく、選手登録費が集まらないといった問題もあり NF の基盤 (事務所) は脆弱。たとえばデフリンピック NF の 12 団体に有給職員がいないという厳しい現状も語られた。

2022 年 3 月以降はサポートがなくなることから、障がい者スポーツにおける課題への対応は急務であり、ガバナンスコードの対応策として、①事務局体制の強化、②役員の配置、③規定制定・委員会設置をあげた。

今回の中森氏の講演から、何が問題となっているのか、その実態が明らかにされたことで、障がい者スポーツ団体の改革が急務である現状を知ることができた。多くの人たちの叡智を集め、一層改革が進むことに期待したい。

第 2 部：講義 4 「まんがでわかる スポーツ・コンプライアンス教育」

第 2 部の最初は武藤芳照代表理事による「まんがでわかる スポーツ・コンプライアンス教育」というテーマでの講義であった。

2019 年に出版された『まんがでわかる みんなのスポーツ・コンプライアンス入門』(学研プラス) からスポーツ・コンプライアンスについて学んでいった。

詳細は本書を是非、読んでいただきたいが、スポーツマンシップの原点、体罰・暴力・暴言、アンガーマネジメントができない指導者、パワー・ハラスメント、セクシャルハラスメント、ドーピング、パラドーピング、寮内での高校生の飲酒・喫煙といった犯罪・違法行為、反社会的勢力の誘惑、SNS の悪用といった内容について話が進められた。

中でも、昨今、LINE、Twitter、Facebook、インスタ等での誹謗中傷、侮辱、非難が問題となることが多いが、そのときは東京都教育委員会のサイト『考えよう！いじめ・SNS @ Tokyo』(<https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/>) を参照して対処してほしいと話した。

最後に武藤先生は、慶應義塾大学の塾長を務めた小泉信三氏の「スポーツが与える 3 つの宝」(①練習錬磨の体験をもつこと、②フェアプレーの精神、③友) について紹介し、スポーツは人生の縮図であると話した。

講義 5 「スポーツ界の体罰と暴力——法律家の立場から」

次に「スポーツ界の体罰と暴力——法律家の立場から」というテーマで櫻井康史弁護士 (晴海パートナーズ法律事務所、スポコン機構理事・事務局長) がスポーツ界における暴力行為の現状について講演を行った。

まず、スポーツ界における体罰・暴力行為は後を絶たない現状にあり、約 20% の選手が活動中に暴力・体罰を受けていたことを報告した。

ここで問題は、体罰を許容する社会的風潮及び、教育としても必要という意識があり、家庭内のしつけよりも容認される場合があることを示し、実際に教員は「教育上必要」がある場合は、懲戒することができるが、体罰は禁止とされているが、この区別から、懲戒行為が

身体的な性質なものは体罰と明記されているという。

しかし、「児童虐待防止法等の改正」（2020年4月）により体罰は絶対禁止であり、許される体罰（愛のムチ）は存在せず、教員による教育上必要のない暴力行為は体罰ですらなく、ただの暴力にすぎないと断定した。

スポーツにおける暴力行為に対する法的責任については、刑事責任、民事責任、組織上の責任があることを説明し、実際の事例をもとに丁寧に説明していった。

最後にスポーツ界からの暴力行為根絶するためには、①スポーツにおける暴力行為は違法との意識付け、②暴力行為に頼らない指導方法の確立、③スポーツ競技者が暴力行為に声をあげられる社会を、と語った。

講義6 「大麻とスポーツ」

最後の講義は「大麻とスポーツ」というテーマで、スポーツ・ライターの増島みどり氏（株式会社 The Stadium 取締役、スポコン機構業務執行理事）が2020年の大学スポーツ、スポーツ界での大麻問題について講義を行った。

2014年以降米国コロラド州、ワシントン州、カリフォルニア州、カナダなどでは娯楽用としての限定的使用は合法とされ、オランダも規制対象外としているが、WADA（世界ドーピング防止機構）は競技会検査で禁止としており、大麻の取り扱いの違いが大きな問題になっている。

次に日本での現状について、増島氏は、大学生と大麻の背景に20代以下の大麻事件が急増しており、事態は2020年にさらに深刻化していることを述べた。大麻はゲートウェイ・ドラッグ（入門薬物）と呼ばれており、興味本位で手を出す若者が増えている。警察庁の2018年データによると全体の52.6%が好奇心・興味本位という理由から使用しているという。

実際に大学スポーツの薬物乱用の事件は発生しており、そこにはSNSの普及によって、他大学との連携、同じ大学の体育会で情報交換が極めて盛んであることも薬物が近くなった要因となっている。そのほかの要因としては、「クラブ」や「パーティー」で大麻の売買価格より遥かに安く入手できるようにしてある反社会的勢力の巧妙な手口。コロナ禍で練習が休止、授業のリモート化、自由な時間が増加。練習や講義の減少で管理されない生活になっていること、大麻が禁止物質かどうか以前に薬物、サプリといった体内に摂取するものへの意識の希薄さ、疲労回復、筋力向上、関節痛軽減、食欲増進、熟睡促進と説明されて、海外通販で簡単に入手できることなどをあげた。

増島氏は、スポーツ・ライターである立場から、取材のなかで得た選手たちの生々しいコメントなどを紹介してくれたことで、薬物が大学アスリートに身近になっている現実がより鮮明に伝わった。

最後に増島氏は今後、薬物に限らずこういった問題が生じてくると、UNIVAS（一般社団法人 大学スポーツ協会）と選手との契約が必要になってくる時代が来るのではないかと危惧した。

大学内、大学の寮や合宿所といった閉鎖的な中での薬物問題は、外部からは死角となっており、「まさか大学スポーツで、そんなことが起きるはずはない……」という認識を持ってしまいがちである。しかし、もはや大学スポーツでも起こりうることという認識を新たにし

つつも、UNIVAS と選手間の契約が必要な社会ではなく、教育の現場だからこそ、選手や指導者の薬物やサプリメントに対する正しい知識や教育が必要であり、継続して取り組まなければならない問題なのだと講義を聞いていて思った。

今回の研修会はオンライン形式の開催となったが、普段参加できない遠方の地域にいる人でも自由に参加することができたとも言える。冒頭で武藤代表理事が挨拶で述べたように、コロナ禍のこうした時期だからこそ、スポーツの価値や意義を深く考え、創造的休暇としていきたいものである。

(文章：編集工房ソシエタス 田口久美子)